

平成28年第1回美幌町議会臨時会会議録

平成28年 2月10日 開会

平成28年 2月10日 閉会

平成28年 2月10日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 行政報告
日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認について〔美幌町税条例の一部を改正する条例〕
日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認について〔平成27年度美幌町一般会計補正予算(第8号)〕
日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認について〔平成27年度美幌町一般会計補正予算(第9号)〕
日程第 7 議案第 1号 美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 8 議案第 2号 美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 9 議案第 3号 美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第10 議案第 4号 美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第11 議案第 5号 美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第12 議案第 6号 平成27年度美幌町一般会計補正予算(第10号)について
日程第13 議案第 7号 平成27年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第14 議案第 8号 平成27年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
日程第15 議案第 9号 平成27年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
日程第16 議案第10号 平成27年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について
日程第17 議案第11号 平成27年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第2号)について
日程第18 議案第12号 平成27年度美幌町水道事業会計補正予算(第2号)について
日程第19 議案第13号 平成27年度美幌町病院事業会計補正予算(第3号)について

○出席議員

- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 高橋秀明君 | 2番 | 大江道男君 |
| 3番 | 新鞍峯雄君 | 4番 | 上杉晃央君 |
| 5番 | 稲垣淳一君 | 6番 | 戸澤義典君 |
| 7番 | 早瀬仁志君 | 8番 | 岡本美代子君 |

9番	坂田美栄子君	副議長	10番	吉住博幸君
11番	橋本博之君		12番	中嶋すみ江君
13番	古舘繁夫君	議長	14番	大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会 委員長	沖田滋君
監査委員	高木清君		

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島学君
民生部長	藤原豪二君	経済部長	矢萩浩君
建設水道部長	小西守君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	田村圭一君	電算主幹	河端勲君
まちづくり主幹	露口哲也君	総合計画主幹	那須清二君
財務主幹	小室保男君	契約財産主幹	石坂聡君
税務主幹	田中三智雄君	環境生活主幹	佐々木斉君
児童支援主幹	武田孝司君	福祉主幹	遠藤明君
健康推進主幹	佐藤和恵君	社会福祉主幹	多田敏明君
農政主幹	渡辺靖行君	耕地林務主幹	伊成博次君
産業連携主幹	後藤秀人君	商工観光主幹	小室秀隆君
建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	小西順君
建築主幹	中沢浩喜君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	遠國求君	事務連絡室次長	小南徹君
教育長	平野浩司君	教育部長	高木恵一君
選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷川明弘君		

○議会事務局出席者

事務局長	高崎利明君	次長	橋本美典君
議事係長	橋本勝君	議事係	寺田好君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第1回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番吉住博幸さん、11番橋本博之さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る2月8日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君）〔登壇〕平成28年第1回美幌町議会臨時会の開催にあたり、去る2月8日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、まず初めに町長から行政報告を受けます。その後、専決処分の承認3件、条例改正5件、補正8件があります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

慎重なる審議に皆さんの御協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応について申し上げます。議会運営委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告

のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承願います。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報のため、写真撮影を行いますので御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕本日、ここに平成28年第1回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概

要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、暴風雪による道路通行止めに伴う緊急避難対応についてであります。

去る1月19日から20日にかけて、急速に発達した低気圧による暴風雪の影響で、交通機能への障害をもたらしたことから、町では1月19日午前9時に、美幌町暴風雪災害対策本部を設置するとともに、自主避難者のために、しゃきとプラザを緊急避難所として開設したところであります。

避難者への対応では、国道及び道道が閉鎖されたことに伴い、町内から移動ができなくなった自主避難者3名を受け入れ、休息及び宿泊の対応を行った次第であります。

20日午前9時50分には、避難者の方も目的地に向かわれ、同日午後4時53分に大雪警報が解除されたことから、美幌町暴風雪災害対策本部を解散するとともに、緊急避難所の閉鎖をしたところであります。

防災対応につきましては、町民の生命、身体及び財産を守る観点から、今後も万全の体制を期して、災害対応に取り組んでいく所存であります。

次に、御提案いたします議案等について御説明申し上げます。

専決処分の承認について。

承認第1号美幌町税条例の一部を改正する条例の一部改正については、平成28年度税制改正大綱における個人番号利用手続の一部見直しに伴い、平成27年度の町税課税を行うため急を要したこと。

承認第2号平成27年度美幌町一般会計補正予算（第8号）については、固定資産評価審査決定取消請求事件に係る対応のため急を要したこと。

承認第3号平成27年度美幌町一般会計補正予算（第9号）については、町道除排雪作業のため急を要したことから、専決処

分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

条例の改正について。

議案第1号から議案第3号につきましては、本年度の人事院給与勧告に基づく一般職の国家公務員及び特別職の国家公務員の給与改定に準じ、美幌町議会議員及び特別職等の期末手当の支給割合の改定をしようとするもので、関係する条例について議決をいただきたいのであります。

議案第4号及び議案第5号につきましては、本年度の人事院給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与及び勤勉手当並びに任期付き職員の期末手当の支給割合の改定をしようとするものであります。

平成27年度各会計補正予算について。

一般会計につきましては、ふるさと寄附金の増加に伴う事務事業協力報償費の追加として2,320万円、町道除排雪委託料の追加として1,600万円のほか、職員の給与改定及び会計間異動に伴う人件費などの補正を行おうとするものであります。

特別会計・企業会計につきましては、一般会計と同様に、職員の給与改定及び会計間異動に伴う人件費などの補正を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

以上、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） ただいまの行政報告について、質疑を許します。

質疑は、一人3回までといたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（大原 昇君） 日程第4 承認第1号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案の2ページをお開き願います。

承認第1号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを町議会に報告し、承認を求めます。

議案3ページ、専決処分書でございます。

平成27年度町税課税のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年12月30日。

美幌町長土谷耕治。

ということで、今回の専決につきましては、さきの12月定例会において、税条例の一部改正の議決をいただきましたけれども、その中で、番号法施行に伴う各税目における個人番号・法人番号の記載が必要な申請書あるいは届出等の規定をさせていただいたところでございます。

平成28年度税制改正大綱が平成27年12月16日に決定をされ、この大綱で町民税及び特別土地保有税について、個人番号の記載が不要とされたことに伴い、12月定例会の一部改正の内容をさらに改正するものでございます。

改正条例の施行日が平成28年1月1日であることから、急を要するというので、平成27年12月30日に専決をさせていただいたものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

美幌町税条例の一部を改正する条例の一部改正。

美幌町税条例の一部を改正する条例の一

部を次のように改正するというので、改正内容につきましては、第44条が町民税の減免規定。それから、中ほどの第130条が特別土地保有税の減免規定であります。両税目において、減免申請においてそれぞれ個人番号の記載を不要とする内容の改正でございます。

施行日につきましては、平成28年1月1日でございます。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第1号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第2号

○議長（大原 昇君） 日程第5 承認第2号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案5ページになります。

承認第2号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを町議会に報告し、承認を求めます。

専決処分書が議案6ページになります。

平成27年度美幌町一般会計補正予算（第8号）について、固定資産評価審査決

定取消請求事件に係る対応のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

平成28年1月12日。

美幌町長土谷耕治。

ということで、この専決につきましては、平成27年度からの固定資産税の評価替えの実施に当たりまして、町内居住者より、土地の評価額に対する固定資産評価審査申出書が美幌町固定資産評価審査委員会に提出をされ、同委員会におきまして、必要な手続を経て、この申し出に対しまして棄却決定を行いました。この決定の取り消しを求める訴状が釧路地方裁判所に提出をされ、第1回口頭弁論が平成28年2月9日であることから、その訴訟対応について急を要することで、1月12日に一般会計補正予算を専決させていただいたものでございます。

それでは、専決内容について御説明申し上げますので、議案7ページをお開きいただきたいと思っております。

平成27年度美幌町一般会計補正予算(第8号)。

平成27年度美幌町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ99億8,707万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明申し上げますので、議案の17ページをお開きいただきたいと思っております。

3、歳出。

税務徴税費ということで、町税等課税事務費の増、94万6,000円の補正でございます。

この補正につきましては、3月までに2回の口頭弁論が開かれるという見込みで積算をさせていただいたところでございます。

まず、委員報酬でございます。固定資産評価審査委員会の開催の経費として、4回分で6万8,000円。それから普通旅費、今回の訴訟に係る弁護を町村会の顧問弁護士にお願いをしております。札幌市への訴訟対応協議及び釧路地方裁判所の傍聴に係る職員旅費として、13万2,000円でございます。

業務委託料につきましては、訴訟に係る弁護着手料として53万円。それから、弁護士の現地確認及び釧路地方裁判所への出廷に係る旅費として4回分、21万6,000円。合計で、委託料として74万6,000円でございます。

なお、この着手料につきましては、今、地裁で行われておりますが、これが高等裁判所とかという形になれば、また別な形で着手料がかかってくるということで、結審するまでこういった形で金額の対応が出てくるという形になります。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、議案15ページをお開きいただきたいと思っております。

繰入金、財政調整基金繰入金の増ということで、今回の補正に係る財源を財政調整基金に求めるものでございます。

なお、繰り入れ後の財政調整基金の残高は、13億1,588万9,000円となります。

以上、御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長(大原 昇君) これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番(吉住博幸君) 2点ほどお聞かせ願いたいと思っております。

今回こういう補正を組んでいますが、仕組みとして、こういう事件が起きたときの対応する予算というものは、今まで存在しないものなのかどうかということを改めてお聞きしておきたい。

2点目であります。17ページの説明の

ときに、74万6,000円のところでありますが、上告があれば、さらに同じようなことでかかっていくという説明は、当然理解できるのでありますが、仮にここで釧路裁判所で結審したとしても、そういう意味で、ほかに費用はかからないと捉えていいのか。いや、例えば成功報酬ということで、それはそれに応じた内容で、今回で結審したとしても、かかるということがあるのかないのかを明らかにしておくべきではないかと思ひまして、この2点についてお聞かせ願いたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） まずは、1点目の質問でございます。

今まで、こういった案件があったかどうかということだと思ひますけれども、ほかの自治体、札幌市等につきましては想定した予算を組んでおりますけれども、本町におきましては、想定をしていないといひますか、こういう事件があった場合について対応を図るといふことで、想定した予算は組んでおりません。

また、2点目の結審した場合の経費の問題でございますけれども、これは議員御指摘のとおり、成功報酬は当然かかってくるということで、金額についてはまだわかりませんが、結審した場合については、この支出がまた出てくるということになります。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 今回の訴訟に至った経緯等を承知しておりませんが、訴訟業務となりますと、経費はもちろんのこと、時間と労力を要することとなります。

また今回は、町税というお金を使用するわけですから、努めて訴訟とならないように和解する努力を当然したと思ひますけれども、訴訟となってしまった要因はどこに

あるのか。行政側の対応は十分だったのか。また、今後同様な事案を起こさないために、今回の事案をどのように分析をし、処置・対策をとったのかお伺ひいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 当然、訴訟という形になれば、経費と労力がかかるという形で、昨日第1回目の口頭弁論が開かれておりますし、もう1回、恐らく3月の下旬に開催をされるだろうということで、それもまた労力を要するということになるかと思ひます。

当然、訴訟を前提とした事務のやりとり、あるいは今回でいう対象者、原告の方の対応を図ってきたわけではございませんけれども、十分な説明には当たってきかたつものではございますが、最終的にその御理解は得られなかったということで考えております。

行政としての対応が十分だったのかということについては、それぞれ原告側の思いもあると思ひます。行政側は真摯に説明を申し上げてきたというように認識をしているところでございます。

また、議員御指摘のとおり、訴訟にならない過程が大事だろうと思ひしておりますので、それぞれの会議等の中で、こういった事案が発生をしているので、こういったことがないように、十分な説明責任を果たしていただきたいという指示は、したところでございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 1点目の質問の内容はわかりました。

2点目の、今後どのように処置・対策するかということは、検討されたのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 訴訟については、いろいろ行政側としても十分説明をさ

せていただいたつもりでございます。

最終的には、その見解の相違の中から、訴訟に至ったというように考えております。

ただ、その説明のあり方、それから、その対応に当たる事前準備等々含めて、十分検証をしなくてはいけないと思っていますので、今後このような事案が発生しないような説明責任を、行政としては果たしていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 2点お尋ねしたいと思います。

先ほどの説明の中で、普通旅費は札幌、釧路の関係で弁護士と傍聴される職員の分とお聞きいたしました、実際に口頭弁論が始まりましたら、所管している職員、どこの部署の職員が、何人ほど釧路に傍聴に出かけるのか、その対象の職員の役職だとか人数をお知らせください。

それから、業務委託料でございますけれども、町村会の弁護士ですので、もちろんこういう訴訟には十分キャリアがある方かと思いますが、この固定資産評価にかかわる、いわゆる決定取消請求事件を今までどれぐらい実績として受けて対応されているのか、その辺の実情についてわかればお知らせください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 1点目の傍聴に係ります担当部署でございますけれども、税務グループの税務主幹、税務担当主査、固定資産税担当者と、固定資産の評価審査委員会の事務局を持っていますので、その事務員が指定をされていますので、その委員と、全部で4名で傍聴を予定しているところでございます。

2点目につきましては、税務主幹から答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 税務主幹。

○税務主幹（田中三智雄君） 2点目の関

係なのですけれども、はっきり数字的に何件という部分では聞いていないのですが、行政訴訟の部分については、それなりの件数をこなしているということでは聞いております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 傍聴に税務グループの中から関係者4人が行かれるということで、今回は審査委員会の判断したことに対する不服ということでの訴訟ですので、これは事務局を税務グループが持っていることは十分承知しておりますけれども、例えば、審査委員会の委員長が裁判に招致されるとか、そういうことは今後の中であり得るのでしょうか。

それはあくまでも、行政側の事務局をやっている行政の職員だけが、今回は傍聴ということですが、場合によっては、出廷を求められて、裁判官からいろいろとお話を聞かれるようなことが、生じないのかどうかについて、不明ですのでお答えいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 固定資産評価審査委員会の委員長が、この法廷に呼ばれることはないのかということで、ないとは言いきれないと考えております。

弁護士のほうの訴訟の中で、こういった経過の中で、裁判官のほうからこういった形で審査委員会の委員長の話を聞きたいということもあり得るかと考えております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） そうすると、これは仮定ですから、そういう事態になったときには、また新たに出廷に関する旅費とかそういったものが、この既定の中ではできないので、不足する分については、補正の措置をとるという理解でいいのか。それとも、釧路ですから裁判の時間にもよりますけれども、日帰りすることも可能かと思う

ので、その辺について、特に予算的には支障はないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 裁判の時間帯にもよろうかと思っておりますけれども、日帰りの可能な時間帯の開催時間であれば、日帰りで対応をしていただくというように考えております。万が一、午後4時とか、そういった時間の開廷であれば、日帰りできるかどうか含めて、委員長とも相談をさせていただきながら、対応をしていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 1点だけお聞きしたいと思います。

固定資産税が高い、いわゆる評価が高過ぎるということが原因だと思いますが、裁判に先立って、町村会の顧問弁護士との間で、当然に美幌町の固定資産評価の業務の実態、評価も含めて、適否が協議の対象になっているだろうと。あるいは、原告との間の対応の問題点などについても、当然に顧問弁護士との間では協議されていると思いますが、町民的には、この点で町の姿勢に不十分さがなかったのかというのは、大変関心のあるところなので、この事前協議の状況についてお聞きいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 一連の訴訟に至る経過、それから賦課事務の考え方等々について、弁護士との相談、協議も当然させていただいたところでございます。

弁護士との協議の中では、町に対する過失等、あるいは固定資産評価審査委員会の過失等については、協議の中ではないだろうという形で話を伺っているところでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第2号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第3号

○議長（大原 昇君） 日程第6 承認第3号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案18ページになります。

承認第3号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを町議会に報告し、承認を求める。

19ページの専決処分書でございます。

平成27年度美幌町一般会計補正予算（第9号）について、町道除排雪作業等のため、急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年1月25日。

美幌町長土谷耕治。

ということで、今回の専決につきましては、急速に発達しました低気圧の影響で、1月19日から20日にかけて、暴風雪による除雪作業を20日から開始したところでございますけれども、あわせて、交通安全対策の観点から、交差点排雪あるいは道路排雪等の作業も合わせて進めることとしたことにより、委託料に当初予算では不足が生じることから、1月25日で一般会計

補正予算を専決させていただいたものでございます。

次に、21ページをお開きいただきたいと思っております。

専決の内容でございます。

平成27年度美幌町一般会計補正予算(第9号)。

平成27年度美幌町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出それぞれ100億1,707万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明を申し上げますので、議案の31ページをお開きいただきたいと思っております。

3、歳出。

道路橋梁維持費、除排雪委託料3,000万円でございます。

除排雪等に係る費用として、交差点排雪・一斉排雪・雪捨て場のブル等に係る委託料、また、本日この後、議案第6号一般会計補正予算(第10号)で補正提案をさせていただきますが、この間における一斉除雪2回分の委託料として、計3,000万円の専決補正でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、議案の29ページをお開きいただきたいと思っております。

繰入金、財政調整基金繰入金の増、3,000万円でございます。

今回の専決補正の財源を財政調整基金に求めるものであり、この繰り入れ後の残高については、12億8,588万9,000円となります。

以上、御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長(大原 昇君) これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番(吉住博幸君) 今、総務部長が説明してくれた内容の専決についてのみ、お聞かせ願いたいと思っておりますし、この後の別な補正のときにもお聞かせ願いたいと思っておりますが、まず、たくさんあるので、こちらもメモが大変だろうと思っておりますが、一つは19日から20日にかけて、私も確かに大雪だったと思っております。

そこで交差点、簡単に言えば十字路の排雪、それから、直営でいう路線の排雪もあったかと思っておりますが、いささか理解できないことがありますので、まず1点目。

業者に十字路の排雪をしてほしいという指示が出ましたが、業者間において、着手時期のずれが相当あったという思いがあるものですから、まずそこら辺。発注というか、委託するにして、今日言ったから、1分1秒今すぐということにはならないでしょうけれども、どう見ても、私の目から見ても、1週間後、10日後にやっと着手したような業者もあったということがありますので、まず業者に対してどのような指示をもってやっているのかというのを確認しておきたいのがまず1点。

二つ目であります。直営の部分ですが、効率のいい作業を行っているのでしょうかという観点でお聞かせ願いたいと思っております。

あえて、これに対して言葉を足せば、民間の作業能力——金銭的にということで、間違っただけなら困るものですから、見たら直営のほうが2、3割経費がかかり過ぎというか、効率が悪いような気がするのですけれども、そこら辺、直営で排雪した場合どういう機械の組み合わせ、誘導員の配置を含めて、試算したことがあるかなということをお尋ねしておきたいと思っております。

それに伴って次に三つ目ですが、どちらかという十字路というよりも路線という意味です。大きい意味で、地域の格差があるのではないかと思うのです。主に直営で

排雪されるのは、結構なことではありますが、こういう大雪のときに幹線は速やかにあけるべきではないか。直営にも作業能力は決まっていますので、そういう意味で、工夫はできないのか。原点は地域において格差はないのか。

次、4点目であります。過去に、建設水道部から答弁いただいている中で、これは1例でありますけれども、町民会館で催しがあったときに、せっかく町民会館で場内の排雪をしているから、間口を広げるといふことでは、むしろ町民会館の排雪をしたときにやったらどうだという質問に対して、いやいや、敷地から出たら町道ですから、建設水道部がやりますという答弁もいただいている中で、どう見てもそういう連携がとれていないと思われる節もあるのではないか。それから直営の通学路はしかることながら、保育園・保育所など、現に私が見たところですけども、近間で言えば藤幼稚園の道路、東陽小学校に向かって、東陽小学校の周りはもちろん小学校ですから、歩道はあいていました。どういう訳か、藤幼稚園のところから、東陽小学校に向かって両側に歩道があるのですが、ずっとあいていなかった。何日も何日も何日も。そこら辺の指示というのは、どうなっているのか。

もう1点、同じ歩道に関してお聞かせ願いたいのが、たまたま19日、20日にかけての大雪でしたので、学校が休校にせざるを得ない部分がありました。結果的に3日目のことです。危険だから云々という文書自体は、結果はそうだと思うのですが、本当に作業をなさったのですかということを知りたいのです。

例えば、歩道を排雪する機械は、押すやつも運転するやつもあろうかと思いますが、例えば、極端に言えば機械を24時間動かすことはできないのか。作業員が疲れたら機械とともに休んだのでは、限られた機械の数では通路もあかないと思うので

す。そこら辺の議会に対する答弁も含めながら、したことと違うというか、結果として違うことになってしまっているのではないかという懸念があるものですから、大きく言って4点、細かく言ったら6点ぐらいお話ししたと思いますが、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 吉住議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、交差点排雪に係る業者への指示の関係でございます。

業者への指示につきましては、1月25日月曜日、午後3時から業者にお集まりいただきまして、交差点排雪についてをお願いをさせていただいているところであります。それで、各業者につきましては、直ちに準備を整えて行っていただくようお願いいたしまして、早いところは次の日から、多くは次の日から3日間ないし4日間にかけて行っております。遅いところで27日からということ、若干のずれはありましたけれども、各業者にそれぞれ体制を整えていただきまして、実施していただいたところであります。

また、期間については、業者の状況もありまして、3日間で終わったところ、また次の週に持ち越したところもございますが、それぞれその中で行っていただいたところでございます。

それから、業者への指示についてどのようにしたのかということでございますが、今お話ししましたとおり、体制を整えていただきまして、安全に行っていただきたいということ、また、登下校の時間、特に登校の時間は、外していただけるようお願いするというので、対応をしていただいたところでございます。

二つ目の、直営の作業が効率的かということでございます。

町の排雪作業体制でございますが、排雪

にはグレーダーが2台、大型ロータリーが1台、ショベルが1台、小型ロータリーが1台という体制に合わせて、委託している各運送業者に4トンダンプを出していただきまして、民間から7台、町から最大3台で、最大で10台の体制を整えて排雪作業を行っているところでございます。その具体的なそれぞれの機械の数字の置きかえはしておりませんが、この中で、現有機械を最大限利用すること、また、民間のダンプも最低限出していただきまして行っているということでございます。

それから、誘導員の配置でございます。現在6名から7名、冬期間雇用している職員を中心に配置をしております。この6名から7名の状況でございますが、先ほど申し上げました大型の除雪車が、道路を最大50メートル区間の排雪作業を行っているのですが、ここに入り込む町道の交差点に立ち、無線機を持ちながら人や車が入り込まないように、連絡・連携を取り合って交通誘導をしているところでございます。この交通誘導でございますが、登下校の時間も排雪作業を実施しているということもあります。

また、民間のダンプも利用させていただいているということで、絶対に事故が起きない努力を最大限するというので、誘導員は最大限に配置していただいているところでございます。

次に、地域間の格差についてでございます。町内10地区に区分をしまして、各業者、また、直営ということで、除雪、排雪作業を行っているところでございます。地域間の格差については、極力ないようにこれからも努力してまいりたいと思っておりますし、また、業者の方の御意見もいただきながら進めてまいりたいと思っております。

また、過去の答弁で、町民会館の催しに対して連携がとれていないのではないかとということでございます。これについても御指摘の部分があります。

今回も努力はしたつもりでございますが、行き届いていない部分があったということで、反省事項は反省事項として、今後に生かしてまいりたいと思っております。

また、通学路について、御指摘のとおり、今回小学校周辺の歩道をあけるということで、22日からの学校に間に合うように、21日に歩道をあけたところでございます。その中で、歩道があくのが遅いというお話がありましたが、今回、暴風雪の中、20日に手押し作業で歩道除雪を行っております。

指摘の中では、この吹雪の中でやっても、すぐに吹き込むから効果はないのではないかとのお話もありましたが、少しでも次の日雪がやわらかくなるように、できる限りの努力をさせていただいたところでございます。次の日も、現実的には雪が吹き込んで、歩道が全部塞がってしまいましたけれども、それなりに前日にやった効果はあったのではないかと考えております。そのような努力は今までもしていましたし、これからもしてまいりたいと考えております。

また、御指摘のありました藤幼稚園の前でございます。これにつきましては、御存じのとおり、まだ十分な幅員が確保されていないという状況でございます。これについて、早急に排雪をする予定で、今準備を進めているところでございますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

あと、学校が休校の間、作業をしたかということでございます。先ほど申し上げましたとおり、歩道除雪も含めて、20日から行っていたということで、努力はさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 部長が答えてくれているのはわかるのです。

一例で、今私どもでとらえているデータ

を言いますと、重さから言うと、4トンダンプと通称10トンと言うのですが、重さイコール容量という、場面場面で少しは違うと思いますが、トン数比較で2.5倍、排雪というのは、その場所からいかに雪の量を排雪するかというのが、一つのキーワードだと言うのです。

一例を言います。美園自治会あたりに、積み込みショベル1台と押し出すショベルのセットで、最低5、6台の大型ダンプがなければ、積み込みショベル、押し出しショベルが遊んでしまうのです。ダンプというのは、積んだらすぐに走って捨てに行きますから、積み込み時間は別としたら、ほとんど満度に4トンだろうが10トンだろうが動くと思います。そういう意味では、美園でさえ、積み込みと押し出すショベル2台で、最低5、6台なかったら、能力はあるのにショベルの効率が悪い。

それから、南団地をデータで言います。同じ積み込みショベルと押し出すショベルでいったら、大型が9台あってもこなせると。それを4トンダンプに置きかえたら、トン数の単純計算でいきますと、台数からいったら、大型ダンプの9台が適当なのに、それを4トンダンプだったら、9掛ける2.5台、多少の違いはあるでしょうけれども、そういう計算も単純計算でしたら、グレーダーを2台もつけて、ショベルもつけて、ミニロータリーもつけて、押し出しショベルもつけて、そしたら、やり方ということを考えたら、直営だってもしかしたら2班に分けられるかもしれない。

それから、4トンダンプとおっしゃいましたけれども、雪は道路を基準にしたら両側にあります。片側を先にやったら、次に戻ってくるとき、大型ダンプは十分走れるはずですが。そういうことも、ぜひ研究していただきたい。研究していただきたいという観点で申し上げたいというのがまず1点。

次、議会の答弁ということになりますけれ

ども、これは毎年繰り返すことだと——量的に多少の差があったにしても、ましてや去年、町長が除排雪には真剣に向き合っているという努力されている中ですから、やはりその中には現場も工夫していかなくてはならないと思うのです。

ですから、もしかしたら金銭的なこと、それから作業の方法ということで、民間に作業方法の指示をするという意味で、民間と組み合わせて試行ではありますけれども、やってみることも今後の対応の一つの要素になるのではないかと思うものです。

この2点について、お答え願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 除雪作業につきましては、民間事業者の方がおられないと成立しないということは重々に承知しておりますし、これからも協力を仰ぎながら行ってまいりたいと考えております。

その中で、4トン車、10トン車のお話がされました。これについても、1月27日に旭通りが最優先に交通量の多い場所ということで、直ちに除排雪作業、整正、路面清掃も一緒に行ったわけでございますが、その際は、10トンダンプを各社から出していただきまして、スピーディーに終わったということも、私も現場を見させていただいているので理解をしているところでございます。

また、4トン車で街路、またそれより狭い幹線道路を利用させていただいております。この4トン車利用については、いろいろな見方があるのですが、スピーディーに作業が行われているという認識も持っております。

一つの例でございますが、2月4日に私が確認しましたところ、そのときの排雪は、大通より東1条入った通りを排雪したわけですが、その際は4トンダンプ9台動いているわけでございますが、雪捨て場まで1往復するのに14分から15分かかり

ます。そして、その中で回転しているのを見ますと、4トン車もちょうどうちの機械とマッチしているという思いもしました。

ただ、先ほど言いましたとおり、旭通りの状況を見ましても、10トン車なりの効果もありますので、さらなる研究をしながら、民間事業者の御協力を仰ぎながら、除雪がスムーズにいくよう進めてまいりたいと思っています。

先ほどの町民会館のことでございますが、毎年同じことを繰り返すことのないよう、これについては職員と現場と協議をしながら、改善を図ってまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） そういう答弁でありますから、きょうも雪がちらちらと降りました。そういうことも含めて、一つだけ。

これは私見でありますけれども、雪が降る間に溶け出して、間違いなく路面が出てくる時期にはまだ早いかと思うのです。ほうきで掃いた施工がいいのか、やはり、ある程度の排雪ではないですが、除雪だってそうです。ある程度、舗装から何センチ残っても、まずあけるという作業をしていると同じように、排雪もグレーダー2台までつけて掃くような仕事が、その晩仮に雪が降っても、そこら辺の兼ね合いを研究なさってください。

それから、もう1点。子どもを守らなくてはいけないという視点からいって、通学時間とかを配慮しなくてはならないと思いますが、ただ作業については、委託契約を受けている部分もありますが、私どもは何時から動いても変わらないのです。そうすると、業者の工夫もあります。

例えば、通学路付近をやるとすれば、朝の5時から行ってやっている業者もあるわけですから、そういう意味についても、行政も業者に遠慮なく言ったほうがいいと思

うのです。何も変わらないわけですから。事故もないわけで、交通量、人の通りがないほうがやりやすいこともありますので、そこら辺、官民一体となって、雪が降ることによっての交通費事情とか、被害のないようにしませんか。いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（平井雄二君） 今まででもいろいろな御意見、除排雪についてはいただいているところであります。

今もたくさん指摘あるいは質問をいただき、答弁もさせていただきましたが、これはなかなか永遠の課題であるかと、北海道の宿命かと思えます。

そんな中で、実は過去からいろいろと改善もしてきているところであります。当然民間の力も借り、さらには、最近では農業者の力も借りということで、本当に地域の皆さんの力を借りながら、この除排雪作業、雪対策に臨んでいるという中で、課題は多分一生かかっても尽きないかと思いますが、その中でも、前々から御指摘もありましたように、効率性の問題が取り出されております。これについても、さらに効率性を高めていくというのは当然のことだと思いますので、この辺はいろいろとまた検証して高めてまいりたい。あるいは、一方では当然安全性というのがまず第一優先でありますから、これらも含めて、効率性ばかり求めても安全性が欠けてしまつては大変なことになりますので、ここもしっかり守りながらということで、いろいろな道路環境があります。幅員もいろいろなところがありますので、そういったところでは、小型のものを使ってみたり、あるいは環境がよく、道路幅の幅員があるところでは、大型化で効率よくやってしまうということでは、当然民間の大型ダンプを貸していただかなくてはならないと思います。今4トンダンプを使っておりますが、これは町のものも使っていますが、民間の4トンダンプもお借りして使っているという中で、そ

ういった道路状況、いろいろな環境で実施をしている中、さらに工夫は当然必要かと思えますので、これからお一層、検証して工夫をした中で、住民の皆さんが本当に安心安全で暮らしていけるような除排雪作業を進めてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 除排雪の予算には直接関係ないお話なのですが、通学路の安全確保、それからパトロールの仕方という観点で質問となるか、意見提言となるかわかりませんが、歩道の除雪車が間に合わないような2メートル以上の雪の山があるとところがあって、除雪していてもそのところだけ除雪をしない所が何カ所がありました。ということで、子供たちは歩道をきちんと渡っていくのですけれども、その所だけ除雪されていないものですから、車道に飛び出るといふ箇所が何カ所がありました。

今は排雪によってなくなりましたけれども、そういうことで、運転者の立場からしても急に子供が出てくるという形になりますので、きちんと除雪パトロール車では見えない箇所になります。実際に歩いてみて、そういう箇所はないかというところを点検してもらわないと、非常に子供に危険な場所があると。

具体的に言いますと、栄町のローソンから東陽小学校に向かう間の、例えば畑から押し出された雪が歩道上にたまっていて、当然、歩道の除雪機では能力的に不可能だと。そこだけは除雪しないで違う所へ行ってしまって、そこだけ雪が残っていて、子供たちはどうしても車道に飛び出るといふ場所がありましたので、そういうところは十分気をつけてパトロールをして排雪なりをしてもらったほうがいいかと思えます。

あと、今回排雪をやりましたけれども、一部は交差点のところに雪が残っていて、

車が直角に曲がる時に見通しが悪い箇所が何カ所かありますので、きちんとドライバーの観点から道路パトロールもしていただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） ただいまの御指摘がありました歩道の雪山の問題でございます。大多数の町民の方は、車道または歩道に雪を出さないように除雪をしていただいております。そのような中、ご指摘のとおり、一部なのかもしれませんが、現実に歩道に小型ショベルで積み上げたような大きな雪山ができていているというのも事実でございます。

うちの手押しで除雪をした後に入ってしまった、それが把握できなくて、後からわかったということもありますし、また、除雪している最中にそのものがわかって、うちのほうに連絡が先に来たということもあります。いずれにしても、子供の目線、また、運転者の目線と言ったらそれは理由になりませんので、パトロールや情報収集を早くしながら、排雪するようなことで、町で間に合わなかったら業者に依頼するなりしながらでも排雪をしていきたい。

また、最もそうしないように、啓発活動をしていかなければならない部分もありますので、それもあわせて行ってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第3号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は11時15分とします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 議案第1号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第1号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。
総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案の32ページになります。

議案第1号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

資料1、議案第1号関係。

条例名、美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

改正目的、平成27年12月の期末手当及び平成28年度以降の期末手当支給割合の変更措置を講ずるものであり、これは平成27年8月に出示されました人事院勧告において、国家公務員の給与改定に準じて、特別職の給与の額が改定されております。

本町議会議員につきましては、国会議員に準じた支給割合となっていることから、期末手当の年間支給割合0.05カ月分を引き上げるものでございます。

平成27年度及び28年度以降の支給月数は記載のとおりでございます。なお、2ページに新旧対照表を添付しておりますので、参照いただきたいと思います。

施行年月日及び適用日は記載のとおりでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第1号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第2号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案第2号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明を申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと思います。

資料2、議案第2号関係。

条例名、美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますけれども、国家公務員の給与改定に伴いまして、期末手当の支給割合を現行の4.1カ月分から4.2カ月分に改定を行うものでございます。なお、給料月額の変更は行わず、期末手当の支給割合のみの改定を行うものでございます。また、条例の新旧対照表につきましては、4ページに掲載をしているところでございます。

施行日及び適用日については、ここに記載のとおりでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第2号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第3号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案34ページでございます。

議案第3号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改

正する条例制定について。

美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料の5ページで御説明をさせていただきたいと思っております。

資料3、議案第3号関係。

美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

この条例につきましては、議案第2号同様、教育長の期末手当について、現行の4.1カ月分から0.1カ月分引き上げて4.2カ月分とするものでございます。なお、条例の新旧対象表を6ページに掲載しております。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第3号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第4号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案第4号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料7ページにより御説明をさせていただきたいと思っております。

資料4、議案第4号関係。

美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

今回の条例改正につきましては、昨年の8月6日に出されました人事院勧告に基づき、法律改正が行われたことから、本町においても、国と同様の措置を行うものでございます。

まず一つ目、給与につきましては、任用職員、再任用職員も含めて、俸給表を1,100円の引き上げを基本として、初任給につきましては2,500円、若年層についても同程度の引き上げを行い、0.4%の平均改定を行うものであります。

この適用につきましては、平成27年4月1日からの適用ということになります。

二つ目の期末手当、勤勉手当でございます。

まず、再任用以外の職員については、現行の4.1カ月分を0.1カ月分引き上げ、4.2カ月分に、再任用職員については、現行の2.15カ月分を0.05カ月分引き上げ2.2カ月分にしようとするものでございます。

なお、平成27年度、平成28年度の6月期、12月期におけます支給割合については、記載のとおりでございます。

施行につきましては、平成28年3月1日で、平成27年度分の適用年月日は、平成27年4月1日。

平成28年度以降につきましては、平成28年4月1日の施行となります。

なお、参考資料の9ページ、10ページに新旧対照表を、それから11ページ、12ページに給与勧告の骨子を、13ページから29ページにかけましては、各給料表の比較表を、そして30ページに本給与改定に係る所要額調書を掲載しておりますので、参照いただきたいと思います。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第4号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第5号美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案48ページになります。

議案第5号美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料の31ページで御説明を申し上げますので、お開

きいただきたいと思います。

議案第5号関係。美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について。

これは議案第5号につきましても、国家公務員の給与改定を基礎といたしまして、期末手当の現行3.1カ月分を0.05カ月分引き上げ、3.15カ月分にしようとするものでございます。なお、32ページに新旧対照表を記載させていただいております。

施行日、適用日については、ここに記載のとおりでございます。

以上、御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第5号美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第6号平成27年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案49ページでございます。

議案第6号平成27年度美幌町一般会計補正予算（第10号）。

平成27年度美幌町の一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、給与改定及び会計間異動に伴います人件費の整理、また、ふるさと寄附金増加に伴うもの、除排雪委託料の増額等について、補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,088万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ100億5,795万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げますので、59ページをお開きいただきたいと思います。

3、歳出、議会費でございます。

職員手当等、期末手当19万8,000円の増でございますが、これは期末手当支給率改定による増でございます。

続きまして、総務事務費の増、業務等委託料97万8,000円、行政不服審査法改正対応プログラム改修委託料でございます。これは、行政不服審査法が平成28年4月1日で改正適用されることによりまして、行政処分のお知らせに付する教示文あるいは帳票のレイアウト、文書の文言の修正が必要であることから、このプログラムの改修を行うものでございます。

続きまして、企画費の政策推進事業費の増、4,682万8,000円でございます。これにつきましては、ふるさと寄附金について、9月、12月と補正をさせていただいておりますけれども、12月末時点で寄附金総額が、7,547万1,000円であることから、最終的に年間の寄附金総額を1億円と見込み、謝礼品、手数料、積立金について増額を行うものでございます。

事務事業協力報償の2,320万円につきましては、謝礼品として増額を行うものでございます。

手数料の42万8,000円は、クレジッ

ト決済手数料等の増額でございます。

積立金2,320万円につきましては、ふるさとづくり基金積立金として増額の補正をさせていただくものでございます。

なお、今補正に係る各種基金の平成27年度末の残高見込みを参考資料の33ページに添付しておりますので、御参照いただきたいと思ひます。

このページ以下につきましては、給与改定、会計間異動に伴う人件費整理を行うものでございます。

続きまして、61ページ保健衛生費でございます。

他会計負担事業費の減ということで、病院事業会計負担金につきましては、給与改定会計間異動の整理、また、不採算地区病院の運営負担金の減による1,384万6,000円の減額でございます。

個別排水処理特別会計繰出金につきましては、給与改定会計間異動整理に伴う増額の補正でございます。

続きまして、林業総務費、林業推進事業費の増30万円でございますけれども、これはきてらすの遊具購入の教育備品でございます。12月7日松緑神道大和山美幌支部永澤支部長様より、きてらすの遊具購入に役立ててほしいと30万円の御寄附をいただいたもので、購入を図るものでございます。

8款土木費、委託料でございます。除排雪委託料1,600万円の増額でございます。今後の除排雪作業に支障を来さないよう、一斉除雪等の経費について1,600万円の補正を行うものでございます。

都市計画費の公共下水道繰出事業費の増につきましては、給与改定会計間異動整理に伴う増額の補正でございます。

教育費の図書館費、修繕料75万2,000円の増でございますが、これは、図書館二階トイレの壁タイル崩落によります修繕にかかる経費として、75万2,000円の増額でございます。

続きまして63ページ、博物館運営事業費の増でございます。庁用備品173万5,000円につきましては、11月4日に本田忠盛様から300万円のふるさと寄附金のうち、展示に役立ててほしいと150万円の寄附から、自立展示パネル25枚と、移動式テレビスタンドを購入するものでございます。

職員給与費の職員給与支給事務費の減でございます。特別職給につきましては、町長・副町長の給与月額減額の措置、一般職給につきましては今回の給与改定、そして、会計間異動整理による減額でございます。期末・勤勉手当は給与改定及び会計間異動整理、それからその他手当89万3,000円につきましては、管理職手当3名分の増でございます。

以下につきましては、給与改定会計間異動整理に伴うものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、議案57ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、17款寄附金でございます。一般寄附金、ふるさと寄附金の増4,940万円につきましては、年間の寄附金総額を1億円と見込んだことによります収入の増でございます。

その下、林業費寄附金の増につきましては、先ほど歳出で説明いたしました、12月7日松緑神道大和山美幌支部様からの寄附金でございます。

繰入金、財政調整基金繰入金の減につきましては、今回の補正予算に係る収支超過分を財政調整基金へ繰り戻すものでございます。

以上、御説明を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 61ページ、8款2項2目の除雪対策事業費の増、1,600

0万円についてお聞かせ願いたいと思います。

これは今回、きょう2月10日です。さきの3,000万円のお話もありますが、これを含めて認めたとすれば、残高と言えいいのでしょうか、つかみでいいので、どのくらいあるのかということ。前もってお聞きしている話をもとにした場合、今回本当に大変な雪だったと思うのですが、説明は説明として、やはりこういう部類のお金というのは、災害と私は思っていますが、少し余裕をもって見ておくべきではないかというのが、今までずっと申し上げてきたことがあるものだから、そのつかみの出だし部分で、今の段階の、これを認めた上での残高というのは、まだ直接聞いていませんが、去年は2月に、相当な低気圧が来て、5回近く専決処分をした記憶があります。

こういうものは、予算化したから全部使えという予算ではないものですし、そしてなおさら年度末ですから、一定額を見越して、つけておくべきではないかという観点、考え方で、2回分の除雪と言いましたけど、そしたら排雪は考えないのかという視点も含めて、予算の1,600万円を要求する組み立てということの観点で1点。

2点目であります。先ほども聞こうかと思ったのですが、失念しておりました。

部長、過去には、雪は全町的に降るもので、大雪になると、やはり災害の部分があるから、担当ばかりではなくて、グループ、大きく言ったら部の職員が、例えば、グレーダーの運転手のほかに一緒に乗る職員、大きい意味で地域はどうなっているのだという観点の意味の、何となく勉強する機会があったと。昨今あまりそういう姿を見ないものですから、もうこれは未来永劫続くわけですから、多くの職員に、こういう地域は、例えばこういう吹きだまりがあるよと、こういうところはどうしてもいち早く対応をとらなくてははいけないよという

のは、一緒に乗ることによって経験を踏めると思うのです。

そういう意味の、職員に知っていただく場面はどうなっているのかという意味で、この2点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 御質問いただきました、現在の執行状況でございます。

今回、御承認いただきましたら、当初予算2,909万7,000円、1月25日専決3,000万円で、本日、補正ということで1,600万円含めまして、予算現額が7,509万7,000円となります。

昨日までなのですけれど、動いている時間などを全部計算しまして、執行済額が約3,700万円となります。ということで、執行残額といえますか、これからの金額としまして、3,800万円がこれから除雪費として使用可能な金額でございます。

今後どのように考えているのかでございますが、この3,800万円、一斉除雪がこれから4回あろうかと思込みまして、1,400万円、交差点等の排雪に1,700万円、雪捨て場のブルに700万円、これは大づかみでございますが、このような形で3,800万円と見込んでいるということでございます。あくまでも見込みで、これからの雪の状態によって変わってくるわけでございますが、このような形で、これから対応をしてみたいと考えているところであります。

2点目の、職員に雪の状況を確認させるべきではないかということでございます。それで今回、1月20日、21日と一斉除雪を行っております。農村部でございますが、安全上のことも含めて、除雪ダンプに職員を同乗させております。そして、郊外の農村部の除雪に対応をしているわけでございますが、その中では、農村部は吹きだまりが多くて、大変な状況でございます。

そういう場所を一緒に見る中で、これからの道路の維持管理に生かせることも含めて、そのようなこともさせているところがございます。そのような形で、建設水道部全職員挙げて、対応しているところがございますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） ただ、1月の大雪を見たら、どんとかかるわけです。ないことはいいと思ひながらも、あることもやはり想定しておかなくてはならない。今週の土日あたりから、また雪が降ると報道されています。そういう趣旨では、ある意味で専決というのは、いかがなものかという議論は過去にもあります。

今回、専決していることを例にとりますと、19日、20日の大雪だったと。そして専決したのは25日。そしたら19、20日の状況を見たら、臨時議会でも開くいとまがなかったかというのは、いささか議論の分かれるところだと思うのです。

そういうことも含めて、年度末でもありますから、一定額積めるのであれば、積んでおいたほうが、基本的にはスムーズに行くのではないかというのがだめ押しのお話です。

もう一つ、職員について。ふだんから建設水道部には技術者も含めて多数いるわけですから、あえて言えば、機械に同乗するという趣旨もありますが、あわせて、排雪のときも直接、命令指揮系統をできる人間を職員がやはりつくという観点も含めて、努力したらいかがでしょうか。これでやめます。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今、御質問のございました予算計上のあり方でございます。

当初予算を含めて、どういった形の計上がいいのか、願わくはこういう経費がかからないということが一番望ましいと思ひ

おります。

先ほどの副町長の答弁にもございましたけれども、北海道の地域性の中で対処をしないといけないということで、当初予算も計上させていただいているところがございます。これは恐らく、誰も想定ができてない状況の中で、今回の補正もそうですけれども、これからの2月、3月分の過去の状況等を踏まえて、予算を計上させていただいているところがございますので、どうか御理解をいただきたいと思ひしております。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 2点目の件でございますが、私たちも課題に考えていますのは、除排雪含めて、技術の継承ということでございます。これは現場だけではなくて、建設水道部事務局でも、除雪・排雪の技術、指揮という言葉もありますが、そういうようななどのような形で行われて、どのような形が一番効率的なのかということの技術がこれまでもあったわけでございますが、これを継承していく上にも、議員おっしゃるとおり、そのような観点で現場をつぶさに把握できるような対策をとってまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 61ページの林業費の中のきてらすの遊具購入なのですが、どのような遊具を購入される予定なのか、お伺ひいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 今回御寄附をいただいた費用で購入を予定しているのは、サイバーホイールという遊具であります。具体的に申しますと、タイヤ状の遊具であり、サイズが直径約130センチ、幅120センチのタイヤ状の遊具で、その中に幼児、子供さんが入って、運動能力を高めたり、バランスをとれた体をつくりなが

ら楽しんでいただくものであります。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 59ページの1点だけ。ふるさと寄附金のクレジット決済の手数料が上がっておりますが、これは寄附のうち、クレジット決済の利用というのは、割合にするとどの程度の割合なのか、あるいはその金額も一般のクレジットを利用しないものと比べて、クレジットのほうの金額的なボリュームというのが何%ぐらいあるのか、もしわかればお答えいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今、上杉議員の御質問のふるさと寄附金の総額のうち、クレジットによるものの割合ですが、12月末のふるさと寄附金の総額は7,547万1,000円で、そのうち、クレジットに係るものが4,161万4,000円ということで、6月から12月の統計の中では約60%がクレジットによる寄附ということになってございます。

あと、現金等につきましては3,385万7,000円ということになってございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第6号平成27年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決

されました。

◎日程第13 議案第7号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第7号平成27年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の65ページをお開きいただきたいと思います。

議案第7号平成27年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成27年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、一般会計と同様に、職員の給与改定及び会計間異動に伴う人件費の補正予算でございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,403万7,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

74ページ、75ページをお開きいただきたいと思います。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第7号平成27年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成

の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました

◎日程第14 議案第8号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第8号平成27年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案77ページでございます。

議案第8号平成27年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成27年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、一般会計と同様に、職員の給与改定及び会計間異動に伴う人件費などの補正予算でございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ159万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,918万8,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

86ページ、87ページをお開き願います。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第8号平成27年度美幌

町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第9号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案第9号平成27年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の89ページでございます。

議案第9号平成27年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成27年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、一般会計と同様に、職員の給与改定及び会計間異動に伴う人件費、それから、介護保険法改正に伴う電算システムの改修の補正予算でございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,658万7,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

98ページ、99ページをお開きいただきたいと思っております。

3、歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般

管理費につきましては、一般職の給与手当の増額支給措置に伴いまして、職員の人事異動に伴う会計間異動を清算した結果及び業務委託料につきましては、介護保険法改正対応システム改修委託料96万7,000円を加えまして、差し引き101万6,000円の増額補正をしようとするものでございます。歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明いたします。歳入については、96ページ、97ページをお開きいただきたいと思っております。

2、歳入について御説明いたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目介護保険事業費補助金につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に要する国庫補助金、事業費の2分の1でございます。194万1,000円当初予算を含めまして、増額補正をするというものでございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金92万5,000円の減額につきましては、ここで調整するものでございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(大原 昇君) これから、質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番(上杉晃央君) 99ページの業務等委託料、介護保険法改正対応システム改修委託料96万7,000円ということで、歳入のところで介護報酬のということでしたけれども、この改正内容について、もう少し詳しく、介護報酬だけなのか、その他制度改正の中でどのような改修をするのか教えてください。

○議長(大原 昇君) 福祉主幹。

○福祉主幹(遠藤 明君) お答えいたします。現在、補足給付と言われます食費・居住費を、段階区分を決めるに当たりまして、年金収入と合計所得金額の合計額で判断をしているわけですが、今年の介護保険

法の改正によりまして、この収入のほかに、遺族年金・障害年金、いわゆる非課税年金も含めて、段階区分を判定しなさいということが決まっております。これが、今年の8月から適用しなさいということでありまして、今回仕様が固まりましたので、システムの改修を行おうというものでございます。

○議長(大原 昇君) ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大原 昇君) これで質疑を終わります。

これから、議案第9号平成27年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(大原 昇君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第10号

○議長(大原 昇君) 日程第16 議案第10号平成27年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長(小西 守君) 議案の101ページをお開き願います。

議案第10号平成27年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第3号)についてを御説明申し上げます。

平成27年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、職員4名に係る給与改定並びに会計間異動に伴う人件費の補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,861万2,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

110ページ、111ページをお開き願います。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第10号平成27年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第11号

○議長（大原 昇君） 日程第17 議案第11号平成27年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 議案の113ページをお開き願います。

議案第11号平成27年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

平成27年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところ

による。

今回の補正につきましては、職員給与の改定並びに会計間異動に伴う公共下水道特別会計への人件費相当分の補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,564万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で説明を申し上げます。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第11号平成27年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第12号

○議長（大原 昇君） 日程第18 議案第12号平成27年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 議案の125ページをお開き願います。

議案第12号平成27年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

総則。

第1条、平成27年度美幌町の水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、職員9名に係る給与改定及び会計間異動に伴う人件費の補正を行おうとするものであります。

第2条、収益的支出の補正と第3条、資本的支出の補正につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第4条、予算第8条に定めた経費は、記載の金額であります。

次に、126ページ、127ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的支出であります。

記載の金額は、8名分の給与改定及び会計間異動に伴う人件費による増減であります。

次に、128ページ、129ページをごらん願います。

資本的支出であります。記載の金額は、1名分の給与改定に伴う人件費の増減であります。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第12号平成27年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第13号

○議長（大原 昇君） 日程第19 議案第13号平成27年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案の137ページをお開き願います。

議案第13号平成27年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、一般会計と同様に、職員の給与改定及び会計間の異動並びに年度途中の就職・退職に伴います人件費の補正を行おうとするものでございます。

第1条、平成27年度美幌町の病院事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、今回の給与費等の補正により、職員給与費を2,016万1,000円減額し、8億5,604万6,000円にしようとするものでございます。

次に、138ページ、139ページをお開き願います。

収益的収入のうち、他会計負担金の補正でございます。

一般会計負担金、不採算地区病院の運営に要する経費の補正は、今回の収益的支出の減額補正に伴い、財源調整として減額を行うものでございます。

次に、140ページ、141ページをお開き願います。

収益的支出の補正であります。給与費のうち、給料、手当等、賞与引当金繰入額につきましては、職員の給与改定及び会計間の異動並びに年度途中の就職・退職に伴う執行見込みから、それぞれ記載のとおり減額及び増額の補正を行うものでございます。

賃金につきましては、脳神経外科及び麻酔科の非常勤医師の採用に伴う臨時医師賃金として、1,440万7,000円を増額し、当初予算に計上していた看護師及び看護補助者などの臨時職員賃金の未執行分851万円を減額し、賃金全体で589万7,000円の増額補正を行うものでございます。

法定福利費につきましては、会計間の異動及び年度途中の退職・就職に伴う執行見込みから、減額の補正を行うものでございます。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 141ページ、看護師給のことでお聞かせ願いたいと思います。これに絡めて、今は27年度中ですが、26年度の看護師の配置・人数と、27年度、今の状況を教えてください。単純に言えば、1人減ったのかという危惧もあるものだから、そこら辺の出入りも含めて、経過を教えてください。ないならないで構わないのですが。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいま詳細の数字はございませんので、後ほど資料として御提出させていただきますけれども、状況的に申しますと、人数的には若干減少しているという状況でございます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 給料が減ってい

るから単純に言うと、総体の数字は別としても、1名辞められた状況が、補充できなくて続いている。今ごろこれが上がってきているわけだから、500何十万円というのは、一人分だろうと思うのです。

それは些細なことには、事務長、ちょっと掌握としては、待ってくれと言われてれば待つけれども、総体の人数ではなくて、減ったのかふえたのか、ふえたのか減ったのかぐらいは、速やかに答えられるのではないかと思うのですが、待ってくれと言うのであれば待ちますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（遠國 求君） 当初予算に計上いたしました看護師の数は54名でございます。2月1日現在、看護師の在職数は、正看護師が41名、准看護師が10名の51名ということで、3名の差がございますということをお答えしたいと思います。以上です。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第13号平成27年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成28年第1回美幌町議会臨時会を閉会します。
お疲れさまでした。

午前12時08分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員